

# 回 答 書

北海道電力株式会社  
上席執行役員札幌支店長 高橋 多華夫 様

札幌市経済局中央卸売市場長 高橋 順一

(公示日) 平成28年 1月15日  
(調達案件名称) 中央卸売市場で使用する電力

質 問 事 項	回 答
<p>■契約期間途中での料金改定について</p> <p>原子力発電所の発電停止等、発電状況の著しい変化により、弊社が電気事業法第19条第1項の規定にもとづき電気料金単価の値上げを含む電気供給約款の改定について申請し、経済産業大臣より改定についての認可を受けた場合、または弊社が電気事業法にもとづき電気料金単価の値下げを含む電気供給約款の改定を行なう場合、以下の取扱いを認めいただけけるか確認したい。</p> <p>○電気供給約款の改定と同様の根拠により特定規模需要の基本的な供給条件を規定した電力契約標準約款の料金単価を改定する状況において、契約金額の改定を弊社から申し出する場合には、電気供給約款の改定日からの契約金額の改定に応じていただけれるか。</p> <p>○契約金額の改定に応じていただけない場合、再入札により改定実施日以降の供給者を選択していただけれるか。</p>	<p>下記の契約条項に基づく文書による申出を前提として、電力供給約款の改定日からの契約金額の改定に応じます。</p> <p>(契約単価等の変更)</p> <p>第12条 この契約を締結した後において、経済事情等の変化等により契約単価が不適当となつたときは、両者協議の上、当該契約単価を変更することができる。</p> <p>2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。</p>

【担当】  
札幌市経済局中央卸売市場管理課事務係 加藤・及川  
TEL011-611-3111